

裁判員経験者の意見交換会議事概要

仙台地方裁判所

日時 平成25年9月30日(月)午後2時20分～午後4時35分
場所 仙台地方裁判所第2会議室(6階)
出席者等 司会者 河村俊哉(仙台地裁第1刑事部総括判事)
裁判官 渡邊英敬(仙台地裁第2刑事部総括判事)
検察官 湯川毅(仙台地検検察官)
弁護士 鎌田健司(仙台弁護士会所属)
裁判員経験者 1番
2番
4番
(3番は欠席)
報道機関 河北新報社, 朝日新聞社, 読売新聞社, 仙台放送,
宮城テレビ放送, 東日本放送, 共同通信社

1. 本意見交換会の趣旨説明等

司会者

ただいまから、裁判員経験者の意見交換会を始めてまいります。本日の司会を務めます仙台地方裁判所第1刑事部の河村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に本日の意見交換会を開催する趣旨につきまして説明させていただきますが、二つございます。まず一つは、裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想を伺って、今後の裁判員裁判の運用に活かしていきたいということでございます。もう一つは、ここで伺った御意見等を裁判員を直接経験された方々の生の声としてお伝えすることにより、これから裁判員裁判に参加される県民の皆様にも具体的なイメージが伝わるのではないかとということでございます。本日は3名の裁判員経験者の方をお招きしております。御多用のところ、意見交換会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、検察庁、弁護士会、裁判所から各1名ずつ法曹関係者が出席しております。

これから進めます意見交換会の話題事項は大きく分けて三つございます。一つ目は公判審理、法廷での審理の在り方について、二つ目は評議の在り方について、三つ目は精神的負担についてです。これらにつきまして、順次裁判員経験者の皆様から率直な御意見や御感想を伺いたいと考えております。

2. 自己紹介

司会者

具体的な御意見を伺う前に、本日出席いただいている法曹関係者の方々から簡単に自己紹介をお願いいたします。

湯川検察官

検察庁から参りました検事の湯川と申します。私は、この4月から仙台地方検察庁の公判部におりまして裁判員裁判を含む各裁判の立会をしております。どうぞよろしくをお願いいたします。

鎌田弁護士

仙台弁護士会の刑事弁護委員会という刑事弁護や刑事裁判に関する問題について検討する委員会の副委員長をしております。よろしくをお願いいたします。

渡邊裁判官

仙台地方裁判所の渡邊と申します。これまで前任庁と仙台地裁で合わせて51件の裁判員裁判を経験しております。先週も裁判員裁判の審理、評議、判決を終えたばかりです。これまでどの事件でも裁判員の皆様には犯罪事実や証拠に誠実に向き合っていたいただきまして、たくさんの貴重な意見をいただいております。そのひた向きさには頭が下がる思いです。本日は皆様の貴重な御意見が伺えることを楽しみにしております。どうぞよろしくをお願いいたします。

司会者

私も自己紹介させていただきますが、4月に仙台地方裁判所に参りまして、裁判員裁判は仙台に着任してから4件携わっております。司会を務めながら貴重な御意見を伺って今後の裁判員裁判に活かしていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日、裁判員経験者3番の方が急きょ欠席されており、3番は欠番となっております。1番、2番、4番という形で進めさせていただきます。

それでは、私の方からそれぞれ3人の方が担当した事件を簡単に紹介させていただきますながら、順次裁判員裁判に参加されてみての全般的な感想、印象をお聴かせいただきたいと思っております。

まず、1番の方ですが、今年の7月に行われた保護責任者遺棄致死事件の裁判員裁判に参加していただきました。事件の概要は、被告人は父親と二人暮らしをしており、2月に自宅の浴室の洗い場で全裸で動けなくなった父親を、被告人が2日間以上にわたり、床の上に寝かせたままにしていたため低体温症により死亡してしまったという事件です。被告人は起訴された犯罪事実は認めており、事実自体に大きな争いはなく、主として被告人にどういった刑を科すのかが争点となった事案でした。私自身もこの事件に携わっていたわけですが、1番の方に裁判員裁判に裁判員として経験されてみての全般的な感想、印象をお話いただけますでしょうか。

裁判員経験者 1 番

今年 7 月の事件の裁判員に選ばれて出席しました。はっきり言いますと、人間が作った法律で同じ人間を裁く難しさというものを嫌になるくらい感じさせられました。我々裁判員は、法律に関しては全くの素人ということで、自分の一般的常識の観点からの判断しかできません。一人の加害者であれ、被害者であれ人間の将来についての判断をするのは非常に難しいと思いました。裁判官は、すごく難しい仕事をされていると思いました。もう 1 点は、私の場合は 3 日間という短い日数でしたが、1 週間や 2 週間になると仕事をしている人、会社関係、個人事業主は難しい面があると思います。個人的には、未知の世界、体験できないことを体験できて良かったと思っています。何回も言いますが、人を裁くことは大変だと感じました。私もこの事件と同じように 90 歳くらいの親がいますが、改めて自分の親の大切さを認識させられました。

司会者

人を裁く難しさということで感想をおっしゃっていただきました。おそらく初めての経験ということだけでなく、裁判が与える影響、責任を感じた感想ということでしょうか。また、事件を通じて親の大切さも感じたということでしたので、その点も教えていただければと思います。

次に 2 番の方ですが、昨年 11 月に行われた殺人事件を担当されました。事件の概要は、被告人が自殺しようと考えたが、一緒に暮らす母親が介助を要する病を患っていて、母親だけを残して先に自分が死ぬのは忍びないということで無理心中を図り、自宅で母親の首をひもで絞めて殺害したというものです。この事件も被告人は起訴された犯罪事実には争いはなく、主として被告人にどのような刑を科すのが良いのかというのが争点でした。2 番の方、裁判員裁判に参加してみてもの全般的な感想、印象をお聞かせください。

裁判員経験者 2 番

私の場合は被告人が同じ市内の人の裁判でした。皆さんよりも精神的負担はかなり大きかったように感じました。ただ、裁判員という日常の生活で味わうことのない、人生の中で私の一番の宝物を得たような感じがします。いろんな面でいろんな体験をしました。今でも被告人の家の前を通ることがあります。今も鮮明に裁判のことを思い出されますが、一生心にしまって誰にも話すことはないと思います。というのは、同じ市内ですからどこで誰が関わっているか分かりません。親族、姻族がいると思いますので一生心にしまっていきたいと思います。個人の意見としては、できれば同じ市内に住む被告人の裁判は避けてもらいたいです。

司会者

精神的負担のお話は後ほどお聞きしたいと思いますが、皆さんよりも精神的負

担が大きかったというのは、事件の性質上ということでしょうか。

裁判員経験者 2 番

そうです。

司会者

ありがとうございました。次に 4 番の方ですが、裁判が行われたのは今年の 2 月から 3 月にかけてということで、罪名は傷害致死事件です。この事件は、1 番、2 番の方が関わられた事件と違って、被告人は無罪を主張していました。事件の概要は、被告人が、共犯者とともに仮設住宅内で知人男性に対して、暴行を加えて頭部打撲等の傷害を負わせ死亡させたという事案です。争点は大きく 2 点あって、1 点目は、被告人が被害者の知人男性に対して暴行を加えた事実があったかどうか、検察官はそういった事実はあったということですが、被告人、弁護人はそういった事実はないということでした。2 点目は、共犯事件として起訴されているわけですが、共犯者と共謀があったのかどうか、特に暗黙の合意としての共謀があったのかどうかというのが争点でした。これを踏まえまして、4 番の方に裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象を最初に教えていただければと思います。

裁判員経験者 4 番

私の場合は事件の概要は知らず、選ばれた後に起訴状を見て初めて知りました。裁判員裁判のことは世間で言われていたので内容自体は知っていましたが、実際にどういう流れでどういうふうにとどこまでというのが分からず不安な部分もありました。遠足でもなければ裁判所に入って傍聴したりする機会もなく、ほとんど知らないことばかりで戸惑うことがとても多かったように思います。事件自体もすごいややこしくて思い出したら切りがないくらい、いろいろ出てきてしまうような事件だった印象があります。裁判員に選ばれた人たちは喫煙者が多かったので喫煙所で会う機会もあり、関係のない話をしたりして心が安まりながら進めていましてので、ある程度心の負担は少なかったのかなと感じています。辛いという方もいますが、自分は機会があればまた参加したい、協力したいという気持ちがとても強くあります。

司会者

最初は内容が分からなくて戸惑うところがあったということでしたが、戸惑いというのは最後まで続いていましたか、途中で解消されていきましたか。

裁判員経験者 4 番

裁判長、裁判官の方が丁寧に説明してくれましたので戸惑いというのは徐々になくなっていった、自分が考えなければいけないことも率直に見えた気がします。

3 . 公判審理について

司会者

それでは具体的な話に入っていきたいと思います。一つ目の法廷での審理の在り方についてですが、法廷での検察官、弁護人がそれぞれの立場で主張して、それぞれが請求した証拠を具体的に証拠調べをしていく形で進むわけですが、話題として分けることができるのであれば、当事者の主張についての御意見と証拠についての御意見というのを別々に順次伺っていきたいと思います。法廷での検察官、弁護人それぞれの主張について、法廷で聞いたときの分かりやすさの観点でどうだったのか、こういった点が非常に工夫していたという点があればこういった点が工夫していた、逆にこういった点がもう少し工夫してもらおうと良かったというのであればこういった御意見をお持ちなのか伺いたいと思います。1番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1 番

検察官、弁護人ともに非常に分かりやすい説明だったと思っています。

司会者

証拠書類を調べる前に、言葉としては冒頭陳述という言い方をしていましたが、検察官がこれから証拠によって証明しようとする事実はこの事実という主張をして、その後引き続き弁護人の立場で証拠によって証明しようとする事実はこの事実ですというそれぞれ主張がなされましたが、冒頭陳述についてはどういった御感想をお持ちでしょうか。

裁判員経験者 1 番

事件があまり難しくなかったということもあり、非常に分かりやすい冒頭陳述で、我々素人でも分かりやすい説明でした。

司会者

証拠調べを実際に終えた後、最後に検察官の論告、弁護人の弁論という形で証拠調べを踏まえての主張が最後になされるわけですが、そのあたりの分かりやすさについてはいかがでしょうか。

裁判員経験者 1 番

最後の場合は逆に検察官の言い回しに圧倒されたみたいな感じで非常に分かりやすかったのですが、被告人の声が小さくて全然聞き取れなくて何を言っているか分からないような状態だったと記憶しています。また、弁護人も聞きづらかったというか、最初は良かったのですが、内容も分かりづらかったかなという感じでした。結果的に内容は把握しましたので、最後にはそういうイメージを持ちま

した。

司会者

それぞれの冒頭陳述はいずれも分かりやすかったという御記憶で、論告、弁論は、どちらかというといと検察官より弁護人の弁論の方が分かりにくい形になっていたという御趣旨でしょうか。

裁判員経験者 1 番

そういった記憶はあります。

司会者

どの点が分かりにくかったという御記憶ですか。

裁判員経験者 1 番

肝心なところをもう少しフォローしないのかなという印象を持ちました。被告人は声が小さくて何を言っているか分かりませんでした。私も質問させてもらいましたが、その返事も正直なところはっきり聞き取れませんでした。どちらかと言えば検察官の方は最初から最後まで分かりやすいイメージがありました。

司会者

被告人の話が聞きづらいというのは、発言している言葉自体が聞きづらいという趣旨ですか、それとも言おうとしていることがよく伝わってこない、何を言おうとしているのか分からないということですか。

裁判員経験者 1 番

両方です。

司会者

私もその事件を担当して覚えているのですが、初めて聞く方に御説明したい点がございまして、判決書に記載してあるように、被告人は状況に応じた適切な判断をすることが不得手であることが強くうかがわれたという、被告人自身の資質というところにこの事件はちょっと特質があったのかなと思われま。ですから、弁護人側の訴訟活動の点でももう少しうまくという観点よりは、被告人自身の資質に、受け答えの能力がちょっとうまくいかない感じというところがあった事件でした。そういう意味で、質問したことにずっと答えが来なかったり、しゃべり方も八キ八キとした言い方がちょっと苦手なタイプの方だったということですかね。ただ、それについて、それを前提にして裁判員にさらに分かりやすい審理はどうあるべきかということがあるわけですが、背景にはそういったことがあったのでしょうかね。

ありがとうございました。当事者という観点で 2 番の方に同じ御感想を伺いた

いのですが、検察官、弁護士それぞれの冒頭陳述、それから証拠調べを終えての論告弁論についての御感想、御意見を伺いたいと思います。

裁判員経験者 2 番

私も 1 番の人とほとんど同じように、両方の方々から分かりやすく説明していただいたと思いたいんですけども、私も初めて担当した、弁護士さんも経験が浅い方だったんじゃないかな、もう少し被告人の、こういう言葉で言ったら悪いんだけど、知的な面の弁護、返事ができないところのカバーとか何かをもう少しやってくれたらなあという感じもしました。

司会者

ありがとうございました。今「知的な面の」とおっしゃったことなんですが、私自身携わってはいないんですけど、2 番の方が経験された事件の特質として、先ほど被害者の方が介助を要する病を患っていたというだけでなく、被告人自身が軽度の精神遅滞、そして心の病に罹患されているという方だったので、そういう前提でということでしょうか。

裁判員経験者 2 番

はい。

司会者

訴訟関係人が経験が浅いという言い方をされたのですが、経験というのは、どいういった点で経験が浅いと感じられたのでしょうか。

裁判員経験者 2 番

こういう発言は本当に心苦しいんですけども、あのときは 2 人の弁護士さんがついたんですね。でもなんかこう、役割的に 2 人で弁護するのに連携がうまくいかなかったように、歯がゆさと言ったらよいか、私もテレビの刑事物とかミステリー物を通してしか裁判の様子は見たことがないのですけれども、もう少し、てきぱきとした弁護をできる人を、私、同じ市内だからこう感じたのか、もう少し弁護できる人を充ててくれたら、自分の気持ちを伝えることができたんじゃないかなと思ったところもありました。

司会者

経験というのは、人生経験というのではなくて、裁判に関する経験があまりないのではないかと感じてしまったという趣旨なんですね。

裁判員経験者 2 番

そうです。

司会者

裁判員裁判ですと通常2人の弁護士がついて、おそらく2番の方の事件も2人の弁護士さんがつかれたんでしょうけど、弁護士さんの連携がもう少しうまくいってればよかったかなという御感想でしょうか。

裁判員経験者2番

そうです。

司会者

4番の方に、同じく冒頭陳述それから論告弁論についての御感想を伺いたいと思います。

裁判員経験者4番

私は、冒頭から検察官の方は裁判員裁判を意識したのか、丁寧で分かりやすくまとめてくれたんだろうなと思いました。証拠についても、趣旨や主張がとても分かりやすく、良かったと思います。

ただ、弁護人側の弁論だったり主張だったりというのが、資料によっては分かりづらいというのがあって、詳しく言えば、資料が文字の羅列でそれを朗読するだけだったり、そういう部分が難しく感じてしまいました。

司会者

4番の方の最初の全般的な感想の中で、「ややこしさがありました」という御意見を頂戴したのですが、4番の方が参加された事件の特質として、共犯関係が争いになっていたということですが、実は単純な共犯関係の事件ではなくて、検察官の主張を前提にしますと、最初に被告人が単独で暴行を加えていて、暴行を加えたその後で共犯者と黙示の共犯関係が成立して、共犯関係が成立した後に、さらに暴行が加えられたという形で、通常の共犯の事件とは違う法律解釈を前提にした、そういった問題もあったし、それを踏まえて、どのタイミングで誰が暴行を加えたということも、それぞれの主張が違って、それを聞いた上で証拠調べをしなければならないという、そういう特質のある事件だったと聞いています。ややこしさというのは、そういった点なんでしょうか。違う意味でおっしゃったんでしょうか。

裁判員経験者4番

被告人は無罪を主張していて、それに対しての検察側の主張は分かりやすく、被告人はやったんだということの主張が見てとれたんですが、弁護人側の主張が、この人はやっていないんだということを本当に言いたいのかなというような印象が残っています。

司会者

冒頭陳述で弁護人がこういうことを言おうとしているんだということ自体は、どうだったんでしょう。そこも分かりにくかったということでしょうか。

裁判員経験者 4 番

事件自体は裁判官の方が説明してくれましたし、検察側からも説明があったので、ややこしさというのは徐々に消えていったんですけど、弁護人が何を主張したいのかというのは、無罪というのは分かるんですけど、これこれこういう理由で、こういう証拠でというのが、行ったり来たりだったり、同じ事の繰り返しだったり、そういう印象だったと思います。

司会者

冒頭陳述と論告や弁論の量の問題なんですけども、事件の特質に合わせたポイントに絞った主張という印象だったのか、それとも非常に細かくて量が多すぎて、聞いていて疲労感を感じるというところがあったのか、その辺りでどういった御感想をお持ちだったのか。特に感想はお持ちではないですか。

裁判員経験者 1 番

中身的にはどちらも非常に分かりやすく理解したんですけど、それに対しての証拠は細かく出すんだなという印象はありました。こういうときはこういう言い回しとか証拠を出すんだなと、素人では考えつかない資料を出すんだなと思いました。そういう意味ではいい経験をさせてもらったなと思います。

司会者

2 番の方はいかがですか。

裁判員経験者 2 番

私は文章になったのを読んでいては理解できたんですけど、実際の介護の問題ですよね、介助を要する病になった母親を残して死ぬのは不憫だというのが犯罪に至ったところを見たときには、私は歯がゆいというか、腹が立ったんですね。自己中心的な考えじゃないだろうか、人の命を絶つというのはそんなもんじゃないんじゃないかというような腹を立てながら読みました。というのは、私自身 15 年も介助を要する病の姑を介護してきました。それでも私は命の尊さを尊重したから介護したつもりです。そういうことを簡単に考えて行動したことを弁護しなければならぬ弁護士の気持ちはどうなんだろうと思いつつ見たり聞いたりしておりました。それが私の感想です。

司会者

言っている内容について印象に残っているけれども、量が多すぎたという印象は残っていないということですね。

裁判員経験者 2 番

そうです。

司会者

冒頭陳述や論告・弁論が長すぎて疲れたという感想は持っていないという理解でよろしいでしょうか。

裁判員経験者 2 番

そうです。

司会者

4 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 4 番

内容自体は、それなりには理解できたかなと思います。ただ、検察官側、弁護人側で時間の長さがかかなり違ったので、もちろん資料としてはもらっているので理解はできましたけど、公判中に頭に入ったかと言われると、ちょっとだるくなるのかなというような長さ、量だったと思います。

司会者

どちらの時間が長かったというのは、教えていただくことはできますか。

裁判員経験者 4 番

弁護人側です。同じことの繰り返しだったり、いきさつの前後だったりというのが多かったように感じています。

司会者

弁護人とする、立場上、裁判員そして裁判官に自分の言っていることをできるだけ理解してもらって、説得したいという考えで訴訟に臨んでいるということからすると、一面繰り返し同じことを伝えたいなという気持ちもあるのかなと思うんですが、繰り返しすぎると逆に長すぎてしまう、そういう印象なんですか。

裁判員経験者 4 番

その部分が言いたいことなのか言いたいことじゃないのかよく分からないまま繰り返されると、うーんとなってしまいうような気がします。内容自体繰り返すことが重要なら、もちろんこちらでも理解しようと思います。ただ、重要な部分でなかったり、弁護人側からすれば重要な部分なのかもしれないですけど、主張が伝わってこなかったなといった印象です。

司会者

検察官，弁護人の主張の観点で伺っていますが，併せて証拠についての感想も合間合間で伺っていますが，もう少し証拠の関係について具体的に教えていただきたいと思います。1番の方に，実際に証拠調べを後で振り返ってみまして，こういった点は工夫されていたな，あるいはこういった点については改善してもらったら良かったなど，証拠の評価になりますと評議の秘密に触れてしまいますので，そこをちょっと横に置きまして，御意見を伺いたいと思います。

裁判員経験者1番

証拠は写真や文書とかで，いろいろと見て聞いて判断できたんですけど，証人尋問というんですか，それが陳述で読んでいた人と同じ人だったものですから，同じことなのかなという感じはしました。人を裁く上での証拠というのは，数多くの点数だったものですから，素人からいうと，かなり多い材料の基で判断しなければ駄目なんだろうなという印象を持ちました。

司会者

証人と陳述が同じだったという趣旨は，一人の方の証人尋問を行っていて，その方が被告人のおばさんで，かつ，亡くなられた被害者のお姉さんだったんですかね，いずれにしても被告人と被害者の双方と関係のある御親族の方の証人尋問を行ったんだけど，証人尋問を行う前に，同じ人の供述調書を検察官が請求して，供述調書を先に取り調べて，供述調書を取り調べた後，また同じ人の話を聞いた，そういうことについておっしゃったということによろしいでしょうか。

裁判員経験者1番

はい。

司会者

それはそれで良かったという御感想でしょうか。それとも，そこは工夫した方が良かったのではないかということでしょうか。

裁判員経験者1番

基本的には別の人の方がなお良かったかなという感じはしたんですね。

司会者

供述調書で調べる人と，証人尋問をやる人は，それぞれやるんだったら別の人をと，そういうことですか。

裁判員経験者1番

材料が重複すると思いますので。素人考えですけど。

司会者

証拠の点数が多いという感想を持ったということですが，そこは蓋を開けてみて，この事件についてはこういった証拠の点数が多く取り調べるのは理解できるという御感想なのか，もっと少なくてもいいのではという御感想なのか，そこはどうでしょう。

裁判員経験者 1 番

やはり前者で，これほどの量を出さないと証拠にならないというか，人の考えは動かせないんだという意識を持ちましたということです。

司会者

証拠の点数については理解できるということによろしいんですかね。

裁判員経験者 1 番

はい。

司会者

証拠の点数が多い証拠調べについては，やり方としてもう少し工夫してもらった方がよいとか，やり方としてはこれはこれで，これを前提にして裁判員として評議で意見を述べることができましたということなのか，その辺りはどうでしょうか。

裁判員経験者 1 番

結局，我々裁判員というのは素人ですので，いろんな証拠の点数を全体的に数多く見て判断しろと言われてもできないんですよ。その中でプラスアルファとして，このぐらいの犯罪だったら，見本となるような事例をみて，これぐらいの罪だったら，事例をみてこれぐらいなのかなという判断しかできなかったんですよ。証拠の点数があっても，それを判断する材料というのか，能力が我々にはないですから，そういう意味では非常に難しく，逆に証拠の数に負けてしまったという感じを個人的には受けました。

司会者

次に 2 番の方に伺いたいんですが，被告人そして被害者の方がそれぞれ精神疾患等を抱えていらっしゃる方ということで，精神科の医師の証人尋問をしたと伺っています。そういった病気と事件との関係あるいは病気の内容についての理解，そのあたりについて証拠調べに対する御意見，御感想はありますか。

裁判員経験者 2 番

精神科の先生の説明は，我々に分かりやすく説明していただいたと思います。専門用語も，一度専門用語で言ってから，これはこういうんですよというふうな

説明をしていただいた箇所もあります。

司会者

被告人の妻の証人尋問を情状証人としてされたと伺っています。韓国語の通訳を介して情状証人の証人尋問をしたとのことですが、通訳を介した証人尋問についての御感想、御意見はいかがでしょうか。

裁判員経験者 2 番

私は初めて韓国語の通訳の方とお会いしたんですけど、通訳の方も慣れていないんじゃないかなということ、裁判は意外と専門用語が出てくるじゃないですか、それをどんなふうに説明していいのか分からなかったんじゃないかなというふうに感じました。私は韓国から日本に来た友達が 3 人おります。二、三年すると結構上手に日本語を話します。生の声で説明させた方がもっと伝わったんじゃないかなという印象を持ちました。

司会者

先ほど 1 番の方に伺ったのと同じ趣旨になるんですが、同じ人の話を証人尋問あるいは被告人質問という形で聞くのと同時に、その人の供述調書を取り調べたと伺っているんですが、そのあたりについて何か御感想はありますか。

裁判員経験者 2 番

結局は母方の身内の方なんですけど、その方だと被告人を弁護するような発言が多かったんですね。刑に服した後は私らが生活の指導をしていきたいとか、そういうふうに刑を軽減して欲しいなというような思いだけは伝わってまいりました。

司会者

その思いというのは、証人の話を直接聞いた場面でということですか。

裁判員経験者 2 番

そうです。

司会者

被告人の話も供述調書を見て、その後直接被告人の話を聞いたというふうに。

裁判員経験者 2 番

被告人は、裁判に耐えられるのかな、被告人席に座って聞いていられるんだろうかというような印象を受けました。こういう事例だったということもあるのか、ひ弱で公判中に倒れるんじゃないか、可哀想だなというような感じで、何を聞いても首をかしげたり、うんとか、はいとかいう言葉しか出てこなかったんですよ。それを自分の口からも少しはっきり言って欲しかったと思いました。

司会者

4番の方にも具体的な証拠調べについての御感想、御意見を伺いたいのですが、先ほど被告人が暴行を加えたのかどうかというのが一つの争点になっていて、背景事情として被告人が膝で蹴ったというのが検察官の主張であるのに対して、被告人は膝や足に障害を抱えているのでそういった暴行を加えることは不可能なんですと、そのために被告人の足を診察した医者 of 証人尋問を実施したと聞きました。そのあたりについて、医者の専門的な医学的な話が出てきたことについて、御感想、御意見はありますか。分かりやすかったとか、こういった点はもう少し工夫してもらいたかったとかありますか。

裁判員経験者 4番

分かりやすく説明してくれたので、理解できたと思います。

司会者

訴訟関係人からの質問も、比較的裁判員に分かりやすい形で、それぞれの立場で証人尋問を行っていたということなんでしょうか。

裁判員経験者 4番

はい。

司会者

たくさんのレントゲン写真を証拠調べで使ったと聞きましたが、その点については何か御感想はありますか。

裁判員経験者 4番

一枚一枚先生が書き入れてくれて、これはこうだからこうと説明してくれたので、膝の状態とか踵の状態の推移というのは非常に分かりやすく理解できたと思います。

司会者

証拠調べの関係で、最後に当事者の主張と調べた証拠の関係が理解しやすかったのか、その点について何か御意見ある方いらっしゃいますか。1番の方はどうですか。

裁判員経験者 1番

特にはあまり感じなかったですね。

司会者

2番の方はいかがでしょう。

裁判員経験者 2 番

証拠として見せられたものには、不思議だなと思ったのが、犯行に使われた「ひも」、それがよその家では絶対に置かない場所にあったのだけがすごく印象に残って、それに対して弁護士さんも何もなし、検事さんも追求するということがないし、何で「ひも」があんな場所にあったのかなって最後まで悩みました。

司会者

検察官、弁護人が指摘しなかった部分について、裁判員として考えた部分があったと伺いましょう。

4 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 4 番

証拠については特にはないですけど、証人の方に対して、共犯ということもあって、被告人と証人と 1 人 1 回ずつの質問だったんですけど、証人の話を聞いて被告人という順番だったんですけど、もう一度証人の話を聞いたら実はここはこうなんじゃないか、そういう点はあったような気がします。

司会者

この辺りで法曹関係者から御質問があれば伺いたいと思いますが、検察官からありますか。

湯川検察官

それぞれ皆さん専門的な部分も知識としてある程度必要な事件であったというふうに伺っておりますけれども、個々の証拠調べの前提として、冒頭陳述などで私などもある程度専門的なことでも必要だと思えば、若干冒頭陳述でも御説明申し上げるといようなことをやっているんですが、そういう裁判に入るに当たって冒頭の段階で、ある程度専門的な話、法律の話であれば共謀の概念とか、あるいは精神科の概念ですとか、そういうことをある程度詳しく御説明申し上げた方が良いのか、それともそれはむしろ精神科医であれば精神科医がきちんと説明すればそれで足りるのか、どちらが分かりやすいのかなと考えながら伺っていたんですが、その辺りはいかがでしょうか。

司会者

お一人ずつ伺います。1 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 1 番

たまたま私の場合は 100 パーセント認めていた事件だったものですから、あまりそういう意識はなかったですね。

司会者

2 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 2 番

素人的に言うと，検察官の方が事前に説明すると，正確なものだろうという考えが入ってしまって困ると，私はそう思います。検察側で調べたのだから間違いないだろうと思うので，その都度精神的な鑑定士さんですとか，私らがやった母国語が話せる通訳ですとか，その都度その都度出てきた方が私はいいいんじゃないかなと思います。

司会者

4 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 4 番

専門的な用語とかについては説明していただけるのでいいんですけど，いったん評議に入ってしまうと，あれってどういうことだったんだろうと聞けないので，その場で専門用語で分からない部分はありましたかとか聞いてもらえると，その点に絞れると確認しやすくいいかなと思います。

司会者

弁護士会の方からは，弁護人の立場でありますでしょうか。

鎌田弁護士

今御感想をお聴きして，検察官に比べて弁護人の主張が分かりづらい点があったという御指摘を皆さんからいただいておりますが，弁護人の方で，もう少しこういうふうにしてもらえると良かったなということがもしあれば聴かせていただければと思います。

裁判員経験者 1 番

弁護人の書類にせよ，検察官の書類にせよ，極端にいうと裁判官から説明してもらいながら理解しようとしているわけなんですけど，その中で足りない補足の部分は評議の席で大体は説明していただけるものですから，内容は把握するんですけど，裁判のときに，今弁護士さんがおっしゃったような，こうしてくれればいいんだけどなという具体的な内容については，プロじゃないもんですから，こうしてください，ああしてくださいという意見は言えないと思います。

司会者

2 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 2 番

私も1番さんと同様に、後から裁判官にあのときはこういう意味なんですよという控え室での説明がありましたので、理解することはできました。やはりプロの方に、私ら素人がどうしたらいいという意見は言えないんですけど、ただ感じたことは、大変だなあということが実感です。

司会者

例えば先ほど、一つには弁護人が2人いたときの連携がもう少し工夫があっても良かったんじゃないかという御意見がございましたよね。そういった点で弁護人の訴訟活動について更にこういったところを工夫してもらおうと理解しやすくなりますとか、そういった点がもしありましたら遠慮なくおっしゃってください。

裁判員経験者1番

さっきも言ったんですけど、その場で理解できれば一番いいんでしょうけど、裁判員裁判の場合は、理解できない場面がほとんどなんだと思うんです。そうしますと、やはり評議室に戻って裁判官の方に一から十まで手取り足取り教えていただいて、理解するまで説明してもらって初めて理解するぐらいの程度だと思うんです。だから、あれしてくれこれしてくれって案は言えないんですよ。何をどうしたら分かるんだと聞かれた場面で、ここをこうしてくださいというそれだけの知識がないものですから、私自身は無理なのかなと。ただ印象的には、最初のとときに、もう少しフォローが必要じゃないかという話をさせてもらったんですが、具体的にどういうことだと言われた場合には、こうだからこうしてくださいよという意味じゃなくて、もう少し、例えば被告人があのとおりだったものですから、それに対して弁護人ももう少し慣れというか、あわてているのかどうか分からないんですけど、もっとはっきりと言葉を言っていて、我々が心を動かせるような内容の書類なり言葉なりを発言していただければなという意味でのフォローが必要だという趣旨で発言したものです。

司会者

1番の方が担当した事件の被告人質問について、検察官と弁護人がそれぞれ聞いた後、裁判所から最後に補充質問という形で聞きましたが、そこで聞くことがたくさんあった事件だったと覚えているんです。そうすると、裁判官、裁判員が本当は知りたかった部分について、先に弁護人あるいは検察官から質問で聞いてもらっても良かったのかなという感想をお持ちということでしょうか。

裁判員経験者1番

そのとおりです。ただ、たまたま、私が担当した事件というのは、被告人の人的なものというか、資質の問題の方のウエイトが大きかったような気がしますので、検察官や弁護人の質問の内容ではなくて、被告人の資質の問題の方のウエイトが大きかったと記憶しています。

司会者

そうすると、弁護人の質問の仕方が悪いという気持ちはないということですかね。

裁判員経験者 1 番

はい、そうです。

司会者

4 番の方はいかがですか。

裁判員経験者 4 番

何がと言われると、こうして欲しいというのは、1 番さんと 2 番さんが言われたとおりですが、裁判員は皆、初めての経験で緊張しながら公判を迎えて、緊張感を持って、それぞれの主張なり、証拠なり、尋問なりを聞いている中で、最初は丁寧にやってくれるんですけど、だんだんいつもどおりの裁判員のいない裁判のようになってくる。緊張感のある中では聞き逃してしまうということがある中で、話し声がだんだん聞き取りづらくなっていったり、結局何が聞きたいんだろうというような質問であったりということがあったので、そういう部分をもう少しはっきりさせてほしいかなという思いはありました。

司会者

裁判所からはありますか。

渡邊裁判官

2 点ばかり伺いたいのですが、一つは、今、鎌田弁護士から質問をいただいたところの関連にはなるのですが、冒頭で、検察官と弁護人の主張は分かりやすかったというところで評価をいただいたような気がしたのですが、一方で、先ほど 1 番さんから、評議室に帰ってきて裁判官から説明を受けたことで理解できましたというお話があり、それは裏を返せば、法廷で当事者の主張を聞いていた段階では理解できていっしやらなかったのかなと。そうだとすると、本来、まず第一次的に主張を理解してもらいたい検察官と弁護人が法廷で説明をした段階で理解していただいていたかどうかを確認したいなど。また、もし、その点について検察官と弁護人の差があるのかどうかも教えていただきたいなと思います。

裁判員経験者 1 番

決して、裁判の時には全然分からなくて、評議室に入って裁判長に聞いたから分かりますよという意味ではなくて、例えば、専門的な言葉とか裁判の

やり方や進め方は、我々は全然分からない訳ですよ。書面は読むんですけども、流れを100パーセント理解するには、やはり説明を受けながらやらないと。我々は素人ですので、文書を読んで全て把握してくれと言われても、それは無理だと思うんですよね。大変申し訳ないんですけども、手取り足取りしていただかないと。評議室では、申し訳ないくらい、裁判官の皆さんが我々に気を遣って雰囲気作りをしていたのは痛いほど分かるんです。むしろ我々が恐縮するくらいの対応で接してくれていましたので。それに甘えているのかもしれませんが、決して、裁判の中身を見て聞いて、全然理解していませんよという訳ではないんです。ただ、分からない用語とか裁判特有の専門用語とかを理解できないものですから、こういう質問は、これはこうでこうなりますよというのを聞いて、やっと全体的な流れなどを把握できる。そういう意味で私は話したつもりなんです。

司会者

2番さんはいかがですか。

裁判員経験者2番

高い壇上に座らせられて、いろんな文書を読まされても、目では追っているんですけども、頭にはあまり入らないというのが私の本当の感想です。それをまた戻ってきて、裁判長さんとか裁判官さんに、これこれこうなんですよと教えていただくと、自分なりに、ああそうなのかというふうになってきたんです。1日目よりも2日目、2日目よりも3日目と、裁判員という肩書きを意識するようになったのは最初の日よりも後からになってからのような感じがします。文書が見つらいとか、専門用語がどうのこうのというよりは、初めての体験で戸惑いのほうが大きくて、文書は目では追うけれど、頭には入っていなかったのではないかなと思うのが本当の気持ちです。

司会者

4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者4番

説明が難しかったり長かったりということはあっても、緊張感を持って参加している方がほとんどだと思うので、皆さん公判の中で必死に理解して、戻ってその中での疑問だったり、納得いかない部分を話し合いの中で出しているなど自分が担当したときには感じたので、特に問題はなかったのではないかと思います。

渡邊裁判官

どうもありがとうございました。もう1つの質問ですが、裁判員裁判では、実際の審理が始まる前に、法曹三者が、この事件は何を争点にして、どんな証拠調べをしていこうかということをも十分検討しているつもりではあるの

ですが、今日のお話を伺っていると、証拠調べの在り方ということになるのですが、例えば、1番の方から証拠の数に圧倒されたという話をいただいたり、他にも、調べた証拠が判断に不要なものが、もしかしたら混じていたのではないかとか、あるいは理解しにくい形で証拠を調べてしまったのではないかといったようなことに心配を感じたものですから、もし、この事件でこういった証拠を調べたけれども、これはあまり役に立ちませんでしたねというようなものを具体的に挙げていただけるのであれば、参考になると思いますので、お尋ねしたいと思います。

司会者

1番の方をお願いします。

裁判員経験者1番

それは非常に難しい質問で、その証拠が必要なものか必要ではないのかというのは、正直我々には判断出来かねる話だと思います。確かに、同じ内容ではないものが証拠として出されている訳ですが、先ほどと同じことを言いますが、我々は法律の勉強も分かりませんし、プロではないものですから、証拠一つに対して、これは必要であるのか、必要でないのかというまでの判断は正直難しいと思います。

先ほど2番の方がおっしゃっていましたが、我々裁判員は、初日よりも2日目、2日目よりも3日目というふうに、日に日に事件の内容を深くつっこんだ内容まで把握するようになるので、そうすることによって、弁護士側の話の内容も頭に入って、それで初めて比較できる状況になるというのを理解していただきたいと思います。

司会者

2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者2番

私が関わった裁判は、精神遅滞の被告人と介助を要する病の母親に関する事件でしたが、介護が必要な度数の提示が何もなかった。我々素人は、そういう人との関わりを持つときには、介護度数によって、ある程度どれだけ病気が進行しているかという判断ができるんですよ。でも、この裁判では、母親について、ヘルパーさんも入っていなければ、認定してくださる方もいなかった。だから、たぶん度数も出てこなかったのだろうけど、我々素人はどれだけ重い病気なのかは介護度数によってある程度分かるんですよ。主婦であればなおさらなんです。ですから、そういうところも証拠に書いてあれば良かったのかなと思います。

司会者

4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 4 番

証拠に関しては、最初はこれはいらぬのではないかと思ったものも、評議を進めて行くにつれて、こういう部分で必要だったのかなと思うようになったので、これはいらぬのではないかという証拠はなかったように感じます。ただ、もっとこういう証拠があれば良いのと思う部分もあったのは確かだったと思います。

司会者

1 番の方のお話の繰り返しになるのですが、1 番の方は私も同じ裁判に携わっていたもので、おっしゃりたいのはこういう部分なのかなと聞いているところがありまして、数が多いということについて、事件自体の証拠の点数自体がものすごく多かったからだとということではなくて、それぞれの証拠が、いつ起きた出来事の証拠で、これがいつ起きた出来事の証拠かという、時の流れの整理について、聞いたときにすぐに整理がついたというふうに覚えていらっしゃるのか、それとも、一つ一つ時間を掛けて、これはこっちですぬというふうに時間を掛けて少しずつ整理がついたと覚えているのかということについてはいかがですか。

裁判員経験者 1 番

後者です。

司会者

後者ですね。おそらく、証拠の数が多いという感想は、その辺りの印象があって先ほどおっしゃったのかなと思ひまして触れさせていただきました。

裁判官が一つ一つ証拠の内容を説明するということはあまりないと思うのですが、整理の仕方として、ある程度評議の場で、順番はこういう事件なのでもう一回考えてみませんかといった整理をしながら進めていく場面があったということだと思います。

4 . 評議の進め方について

司会者

次に、評議の進め方について御意見をお聴きしたいと思います。

十分に自分の意見を述べることができたか、評議室は話しやすい雰囲気であったか、裁判官の進行についての感想などについて、順次御意見をお聴かせください。

裁判員経験者 1 番

評議室内での雰囲気作りについては、こちらが恐縮するくらい気を遣っていただきました。裁判員の緊張感を和らげるよう気遣いいただき、良い雰囲気の中で、平常心に近い気持ちで評議に臨むことができたと思います。

裁判員経験者 2 番

裁判官には、フランクに話しかけていただき、いろいろな意見を述べることができました。私が関与した裁判では、裁判員の年齢層も様々でしたが、おかげで、年齢の壁を越えて、いろいろな意見が出されていたと思いますし、私も、若い方々からエネルギーをもらいながら、裁判員という重い責任の仕事に携わることができました。

裁判員経験者 4 番

私も、ほかの経験者の方と同様で、評議中には、とても討論しやすい雰囲気がありました。

司会者

評議の雰囲気が良かったとのことですが、具体的には、どのような点が良かったでしょうか。

4 番の方については、無罪の主張がなされているのに対し、有罪の認定をして量刑を決めるということが評議で行われたことと思いますし、皆さんに共通することとして、どのような犯罪行為があって、それに見合う刑罰を検討するということが評議で行われていたと思いますが、評議を行うに当たり、事前に基本的な考え方が頭に入っていて、きちんと理解した上で議論を進めることができたのか、その辺りについてお聴かせいただきたいと思います。

裁判員経験者 1 番

犯罪の内容に対して、どの程度の刑罰を科すことが相当なのか、当初は十分に分かっていませんでしたが、裁判例などについての丁寧な説明を聞いた上で評議に入りましたので、それらを十分に理解した上で、量刑について検討することができたと思います。

司会者

1 番の方は、執行猶予について議論の対象になっていたと思いますが、執行猶予の制度について、内容を理解した上で評議を行うことができていましたか。

裁判員経験者 1 番

執行猶予制度についても、事前にいくつかの事例を示して説明があり、こういうケースでは執行猶予を付けることができるのか、具体的に詳しく教えてもらいました。その辺りの裁判員の理解を十分確認した上で、評議の進行がなされていたと思います。

司会者

量刑に関する基本的な考え方の説明などもありましたか。

裁判員経験者 2 番

私が担当した裁判は、人の命に関わる事件でしたし、親子間で発生した事件でもあったことから、ついつい感情的に考えてしまうこともあったのですが、裁判官から、裁判例などを聞き、量刑に関する考え方を丁寧に説明していただいたおかげで、自分自身の考え方も変わりました。どうしても感情が先に立ってしまっていたところ、裁判官から裁判制度のことや故意責任などについて必要な説明を受けて考え直すことができ、大変勉強になったと思っています。

裁判員経験者 4 番

裁判の結論を出すための作業は難しく、評議の時間は、結構長かったようにも感じています。疑問を解消するため、ぎりぎりまで、みんなで議論を重ねました。全員が全て納得することはできなかったと思いますが、時間が足りなかったということはなかったと思います。時間が足りなかったというよりも、量刑のデータなどに基づいて最後まで精一杯考え続けたけれど、最後まで、この判断でよかったのかという思いが残った、そういう時間だったと思います。

鎌田弁護士

4 番の方にお聴きします。一つ目は、無罪推定の原則について意識しながら評議を行うことができたか、二つ目に、量刑の判断に関して、このような資料があれば量刑の判断に役立ったというようなものはあるか、2 点についてお聴かせください。

裁判員経験者 4 番

無罪推定の原則については、公判が始まる前にも丁寧に説明をしてもらいましたし、公判が始まってからも、弁護士から説明がありましたので、評議に臨むに当たって問題はなかったと思います。

先ほど、評議で長く議論を重ねたと述べましたが、資料が足りなくて不安に感じたり、この量刑でよいのか判断に迷ったりしたということではありません。量刑については、必要なデータ等は示されていまして、有罪、無罪、その理由について皆で意見を出し合いながら検討することができました。先ほど述べたのは、自分の精神状態として、もっと短い期間であれば、こんなに簡単に判断してよいのかと思ったのかもしれない、そのような状態だったということです。

5 . 精神的負担について

司会者

裁判員裁判に御参加いただいた方々からは、よい経験だったとの御感想をいただいている一方で、精神的な負担感を感じたといった御意見も頂戴しているところですが、皆様はどう感じたか、裁判員裁判に参加したことによる負担感、審理中の証拠調べを通じての負担感などについて、お聴かせください。

裁判員経験者 1 番

私は特に感じていません。人を裁くことの難しさは感じていますが、精神的負担感はありませんでした。

裁判員経験者 2 番

私は最後まで精神的な負担感を感じていました。担当した事件の被告人と出身地が同じだったこともあって、3日間の裁判中は、何かにつけ事件のことを思い出してしまいました。例えば、証拠調べで目にした写真の映像が、何かのきっかけで目に浮かぶようなこともありました。

司会者

それは、被害者が亡くなっていることも関係していますか。

裁判員経験者 2 番

それもあると思いますし、被害者と加害者が親子同士だったということもあると思いますが、やはり、被告人が同じ市内に住んでいる人だったことが一番大きなウエイトを占めていると思います。

司会者

ほかに何か、気分的に変調を来したり、専門家に相談したりしたことはありませんでしたか。

裁判員経験者 2 番

それほどのことはありませんでしたが、裁判が終了して帰るとき、他の裁判員の方から「ちょっと斜めになって歩いているよ。」と声をかけられたことがありました。一時的に軽度のめまいなどの症状が出たのだと思いますが、今では普通に生活しています。

裁判員経験者 4 番

私は、不安は多少ありましたが、精神的な負担感はありませんでした。選任期日から最初の公判期日まで間が空いていたり、公判開始後も開廷しない日があったりして、適度に期間が空いていたので、心が安まったのかもかもしれません。

湯川検察官

皆さんが担当された事件は、いずれも人が亡くなっている事件で、現場の写真や亡くなった方の写真などを見ることがあったかと思いますが、そういった写真を見ることに抵抗は感じましたか。

裁判員経験者 4 番

亡くなった方の傷口の写真を見ることになりましたが、見るまでは抵抗がありましたが、見る直前に、心の準備をする時間を作ってもらったので、大きな抵抗はありませんでした。

司会者

もし、今後も何か変調があれば、遠慮なく裁判所に御相談ください。

6 . これから裁判員裁判になられる方へのメッセージ

司会者

本日の意見交換会の締めくくりに、お一人ずつ、これから裁判員になられる方へのメッセージをお願いします。

裁判員経験者 1 番

これから裁判員になる方に少しでもお役に立てればと思っていますが、裁判員を経験しての第一印象は、やはり大変な仕事だということです。裁判員に参加するために長期間仕事を休むことになり、それが1週間や2週間にもなれば、勤めている方でも雇う方でも、場合によっては死活問題につながりかねないという思いがあります。また、裁判は、本来法に携わる人の仕事であるため、感情を出さなくて仕事しなければならないという難しさも感じています。

裁判員制度には協力しなければならないと思いますが、個人的には1週間が限度だと思います。法律の素人が裁判の場に入ってよいのだろうかという素朴な疑問は、今も持っています。

裁判員経験者 2 番

私は専業主婦ですので、裁判の場は全くの未知の世界でした。それが、裁判員に選ばれ、経験したくてもできない役割を担うことについて、日に日に喜びも感じられるようになりました。日常生活でも、裁判関連の記事によく目を通すようになったり、もっと大変な事例で裁判員を務めておられる方々の気持ちも推し量ることができるようになったりしました。先ほど発言した「裁判員の経験は、私にとって宝物のようなものです」と申し上げたのも、そういった意味で述べたことです。

裁判員経験者 4 番

裁判員候補者名簿記載の通知が届いてから、実際に裁判員選任期日の呼出しを受けるまで期間が空いていたので、もう呼び出しはないものと思っており、その後呼出状が届いたときは、とまどいもありました。

裁判員を経験できたことは、よい経験でしたが、ただよい経験だったということばかりではなく、家庭のことや職場のことなど、いろいろ配慮はしていただきましたが、正直苦勞はありました。私自身、最初は、できれば引き受けたくないと思っていましたが、それでもよい経験をしたと思っているのは、裏を返せば、いままであまりに裁判のことを知らなかった自分が、裁判員の経験を通じて、理解を深めることができたからです。これからの皆さんには、都合の許す限り、参加してほしいと思います。

7. 法曹関係者からの感想

司会者

法曹関係者の皆様から、感想を一言ずつお話しいただくようお願いします。

湯川検察官

本日は、貴重なお話をお聴かせいただき、ありがとうございました。真剣に審理に携わっている皆さんから、その経験をお話しいただいたことは、大変ありがたいことだと感謝しています。

我々検察官としても、より分かりやすい訴訟活動を行うことを課題と考えていますが、お聴かせいただいた御意見を参考に、今後の手続に生かしていきたいと思えます。

鎌田弁護士

本日は、貴重な御意見をありがとうございました。私としては、弁護人が、裁判員の皆さんからどのように見られているのかが気になっていました。弁護人の話が分かりにくいとの御指摘は、本日もありましたが、この点は、弁護士として真摯に受け止め、今後の改善に取り組んでいきたいと考えています。

この場をお借りして、少し弁解のようなことを述べさせていただくと、弁護人の活動は、検察官が提供した判決の材料や土台となる資料に対し、間違っている点や根拠が薄い点を指摘して反論するところにあるのですが、検察官が、検察庁の大きな権限を持っているのに対し、弁護士は、基本的に個人の活動であるため、資力的にも調査力的にも、非常に苦勞し、限界を感じながらこれを行っているという事情があります。また、被告人の話が必ずしも分かりやすいものになっていないとの御指摘もありましたが、被告人本人の性格や表現能力の問題により、我々も、一度聞いただけでは被告人の言いたいことが理解できず、何度も何度も話を聞いて分かったことを、短い時間で皆さんにお伝えしなければならないため、そのような意味でも、弁護活動には難しいものがあります。

以上のような状況にはありますが、今後も、より御理解いただけるよう弁護活動を行っていきたいと思います。

渡邊裁判官

裁判所を評価していただける発言を多くお聴かせいただいたことは、大変光栄に思います。反面、課題も多く寄せられたものと考えています。

今後も一層分かりやすく充実した審理を実現できるよう努めたいと思います。本日は、貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

8．報道機関からの質問

司会者

それでは、ここで記者の皆さんから質問をしていただきます。

宮城テレビ放送（幹事社）

2番と4番の方にお聴きします。先ほど1番の方が裁判員裁判に参加できるのは1週間が限度と述べていましたが、お二人の御意見をお聞かせください。

裁判員経験者2番

私は、精神的に3日間が限度だと思います。何週間にも及ぶ審理に立ち会った方には、敬意を表したいと思います。

裁判員経験者4番

私の場合は、途中で休みの日が入ったので、負担感が少なかったのですが、休みを入れながらで、5日間の裁判を、二、三週間の間に分けて実施してもらえれば、仕事にも差し支えずに参加しやすいのではないかと思います。

宮城テレビ放送（幹事社）

次に、裁判員裁判の制度面について、改善点などがあれば、お聴かせください。

裁判員経験者1番

2番の方の話にもありましたが、被告人の居住地等と同じ市内、町内に住む方は選ばない方がよいと思います。

また、抽選で選ぶとしても、審理期間が一番のネックになると考えるので、審理が長期に及ぶ場合には、もう一度絞りをかけて、1週間とか2週間の期間でも参加可能な方の中から選ぶようにした方がよいと思います。

裁判員経験者2番

私は、裁判員に選ばれた後に、被告人が同じ市内に居住していたことが分かっ

たのですが、できれば、その時点でも、辞退することができればよいと思います。

裁判員経験者 4 番

特にありません。

河北新報社

辞退事由について、このような事案については辞退を認めてほしいというものはありますか。例えば、「暴力団が関与する事件や、審理が長期に及ぶ事件などは、辞退を認めてほしい」などのようにお答えください。

裁判員経験者 1 番

暴力団などが関係する事件や、1年もかかるような長期の裁判には、辞退を認めてほしいと思います。

裁判員経験者 2 番

まず、送付された説明書の説明が複雑で、辞退事由や申し出の方法が分かりにくいと感じました。

暴力団がらみの事件については、辞退を認めてほしいと思いますし、裁判員裁判の対象事件としない方がよいと思います。

裁判員経験者 4 番

審理期間が半年を超える長期の事件は、辞退したいと思います。精神的負担を感じそうな、被告人が地元に住んでいる事件も避けたいと思います。

朝日新聞社

差し支えなければ2番の方に伺いたいのですが、具体的には、証拠写真のどのような映像が浮かんだのでしょうか。

裁判員経験者 2 番

実際には、別々に見せられた証拠写真の、遺体の写真と凶器の写真が、合体した一つの映像として浮かんできました。実際にそのような写真があるわけではなく、私の頭の中にイメージとして浮かんできたものだと思います。

朝日新聞社

法曹関係者の方にお聴きしたいのですが、一般市民である裁判員に証拠写真等を見せる際の工夫点などがあればお聴かせください。

司会者

証拠の採否の判断に当たっては、公判前整理手続で必要性を判断していますが、それは、証拠調べに当たっての裁判員等の精神的負担も含めて判断していること

になります。また、証拠調べの実施方法についても、裁判員等にとって過度の精神的負担にならないよう、具体的な事件ごとに配慮しています。

朝日新聞社

被告人のその後について知る機会があるのか、また、知りたいと考えているかどうかについて、お聴かせください。

裁判員経験者 1 番

私は知りたくありません。その場その場で、しがらみを切っていきたいと考えています。

裁判員経験者 2 番

私も、その後のことは知りたくありません。

裁判員経験者 4 番

私は、気になると言えば気になります、気にならないと言えば気になりません。知ったとしても「ああ、そうか」という程度の感じ方だと思いますし、知らなければ知らないで、思い出すこともないのだろうと思います。

読売新聞社

裁判員を経験された立場としてお考えいただきたいのですが、もし、死刑の判断を迫られたとしたら、それは可能でしょうか。また、死刑の判断を迫られるような事件に裁判員が参加することについての御意見もお聴かせください。

裁判員経験者 1 番

一度経験したので、今後は裁判員裁判に参加する機会はないと思っています。ですので、自分にはその機会はないと思いますが、死刑の判断はとても難しいことであるものの、それでもやるのが国の制度であり国民の義務であるとするれば、裁判長や裁判官の力をお借りしながら、協力して参加するしかないと思います。

裁判員経験者 2 番

できればそのような裁判には関わりたくありませんが、結果的には、参加しなければならぬ状況に置かれれば参加するだろうと思いますし、そのときは精一杯務めたいと思います。個人的には、二度と裁判員に選んでほしくないという気持ちはありますが。

裁判員経験者 4 番

実際にそのような事件の裁判員に選ばれて、そのような立場になってみないと分かりません。

司会者

それでは、時間も参りましたので、今日の裁判员経験者の意見交換会は、これで終了とさせていただきます。

参加者の皆様方には、たくさんの貴重な御意見をいただきましたことについて、あらためてお礼を申し上げたいと思います。本日はありがとうございました。

以 上